

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律要綱

第一 地方公務員法の一部改正

一 特別職に属する地方公務員

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るものとする。 (第三条第三項第三号関係)

二 会計年度任用職員の採用の方法等

1 イ及びロに掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。 (第二十二条の二第一項関係)

イ 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(ロにおいて「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に

比し短い時間であるもの

ロ 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする。こと。（第二十二條の二第二項關係）

3 任命権者は、会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならぬものとする。こと。（第二十二條の二第三項關係）

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が2の期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができるものとする。こと。（第二十二條の二第四項關係）

5 任命権者は、4により会計年度任用職員の任期を更新する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならぬものとする。こと。（第二十二條の二第五項關係）

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要な

任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならないものとする。こと。（第二十二條の二第六項関係）

7 會計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、当該會計年度任用職員がその職において一月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。こと。（第二十

二條の二第七項関係）

三 臨時的任用

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないものとする。こと。（第二十

二條の三第一項関係）

四 営利企業への従事等の制限

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び二の1のロに掲げる職員を除く。）については、この限りでないものとする。 （第三十八条第一項関係）

五 人事行政の運営等の状況の公表

任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、二の1のロに掲げる職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとする。 （第五十条八条の二第一項関係）

第二 地方自治法の一部改正

第一の二に伴い、第一の二の1のイに掲げる職員に対し、期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備すること。 （第二百三条の二及び第二百四条関係）

第三 附則

一 施行期日

この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 施行のために必要な準備等

1 第一の規定による改正後の地方公務員法（2において「新地方公務員法」という。）の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二の規定による改正後の地方自治法（2において「新地方自治法」という。）の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。 (附則第二

二条第一項関係)

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に對して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握

した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。 (附則第二条第二項関係)

三 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置について定めること。 (附則第三条及び第四条)

四 関係法律の一部改正

関係法律について所要の規定の整備を行うこと。